

法令遵守体制を充実させていたこと等を考慮要素とすることについて

本資料は、法令遵守体制を充実させていたこと、率先して損害賠償を行ったことを違反金の考慮要素（加減算要素）とすることの是非について、ワーキング・グループにおいて検討した内容を整理したものである。

1 法令遵守体制を充実させていたことを違反金の加減算要素とすることについて

(1) 法令遵守体制を加減算要素とすることの根拠

加減算要素とすることの根拠は以下のように整理されたと考えられる。

- ア 企業がどのように法令遵守に努めたとしても社員が独断で独占禁止法違反をすることは完全には防げない。企業が誠実に法令遵守に努め、そのことを企業自らが立証する場合に、違反金が減額されないということであれば、企業は法令遵守に努めるインセンティブを失うであろう。
- イ 法令遵守体制の充実が企業として当然にすべきことであり、こうした体制整備をせずに、独占禁止法違反をした場合、むしろ違反金額を加算すべきである。
- ウ 法令遵守体制の充実を促すため、その旨の宣言をした事業者については、違反金を減算し、その後に違反した場合には、違反金を大幅に加算するという方法も考えられる。

(2) 上記に対する考え方

以下の理由から、法令遵守体制を充実させていたこと等を違反金算定における加減算要素とすべきではないと考えられる。

- ・ 違反金(課徴金)の算定においては、違反行為の抑止につながるもの、実効的な法執行の確保につながるものを基礎額からの加減算要素とすることが適当であり、法令遵守体制の整備を促進するためといった別の目的のために加減算要素とすることは適当ではない。
- ・ 法令遵守体制の充実が、(考慮要素としなくても法令遵守に努めることは事業者の当然の努めであるという意味で)考慮要素とすることによる直接の効果として違反行為の抑止をもたらすとは言いづらい。
- ・ 考慮要素とする場合には、形式的な基準では意味が無いが、実質的に法令遵守体制が機能していたかどうかまでを公正取引委員会が認定するこ

とは多大な行政コストが必要となり、現実的でない(様々な要素を考慮しているEUでも考慮要素とされていない)。

- ・ (アについて)企業がどのように法令遵守に努めたとしても社員が独断で独占禁止法違反をすることはあり得るが、違反行為によって、事業者が不当な利得を得たことは事実であり、法令遵守体制の充実をもって違反金(課徴金)の減額要素とすることは適切ではない。
- ・ (イについて)違反行為そのものが違反金(課徴金)の対象となっているのであり、法令遵守体制を整備しなかった結果違反行為が起こったからといって、これにさらに加算すべきということにはならない。
- ・ (ウについて)将来における法令遵守体制の充実を宣言しさえすれば、違反金(課徴金)が減額されることになると、安易に当該宣言を行う違反事業者が出てくることが予想され、実質的に違反金(課徴金)の水準が引き下げられることとなり、結果として違反行為に対する抑止力が低下する可能性が高い。また、現行法で繰り返し違反に対する加算が定められていることとの関係、多くの排除措置命令において法令遵守体制の整備を命じていること(当該命令に違反すれば刑事罰が科されること)との関係をどう整理するか、といった問題があると思われる。

2 違反金納付命令前に率先して損害賠償を行ったことを違反金の減算要素とすることについて

以下の通り制度として詰めるべき点が多く、現実的な選択肢ではないと考えられる。

- ・ 誰に対して損害賠償したことを要件とすればよいのか。間接的被害者をどう扱うべきか。(例えば、広く国民一般が被害者であるような場合はどうするのか。)
- ・ 独占禁止法違反行為の被害者は特定しづらく、違反事業者が損害賠償した相手方が本当に損害賠償の相手方として適当か、支払った額が適正かどうかを公正取引委員会の方ですべてチェックしなければならないとすると行政コストは甚大なものになるのではないか。
- ・ 損害賠償には違約金を含むか。違約金は損害賠償と違い、契約条項に盛り込まれているので、原則として支払うことを免れないものであるところ、これを率先して払ったことにより違反金を減額することが適当と言えるか。